

調達要求番号：6NM51A00096

仕 様 書

件名	岩沼訓練場草刈り処分役務	仕様書番号	59
		作成年月日	令和8年7月29日
履行期限	令和8年10月30日	作成部隊	陸上自衛隊霞目駐屯地 業務隊管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地岩沼訓練場で実施する「岩沼訓練場草刈り処分役務」について適用する。

2 実施場所

宮城県岩沼市下野郷字北長沼4 陸上自衛隊霞目駐屯地岩沼訓練場
(詳細は別紙第1及び別紙第2による)

3 作業概要

本役務は、岩沼訓練場の除草・処分作業を行うものとする。詳細については以下の通りとする。

場所	除草回数	除草面積	除草時期
岩沼訓練場	1回	38,913.6㎡	9月～10月を基準

4 一般事項

- (1) 本作業内容に定めのない事項については、監督官と調整しその指示に従うものとする。
- (2) 本役務に使用する資機材、消耗品は全て請負側において準備するものとする。
- (3) 本作業実施中に施設等に損傷を与えた場合は速やかに監督官へ報告し、その指示に従い速やかに復旧すること。この場合の負担は全て請負業者の負担とする。
- (4) 請負業者は現場代理人を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (5) 請負業者は、許可を受けていない場所への立ち入りを禁止する。ただし、業務に際して立ち入りの必要が生じた場合は、監督官と調整し、所定の手続きを行うものとする。
- (6) 本作業を通じて知り得た事項は他に漏洩したり、他の目的に利用してはならないものとする。
- (7) 本役務内で使用する電気及び水はすべて請負者側で用意するものとする。
- (8) 仕様書の疑義は、監督官の指示によるものとする。
また、特に指示がない場合であっても、技術上当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (9) 軽微な仕様変更による、契約金額の増減は行わないものとする。
- (10) 請負者は契約締結後、速やかに着工届及び工程表を作成し、監督官の承認を受け着手する。
- (11) 請負者は下請負者を雇用する場合、下請負者設定等通知書を作成し、監督官に提出する。
- (12) 請負者は原則として期間中、所定の様式による作業日報を、作業日の翌12時までに監督官に提出する。
- (13) 各工程毎着手前・作業中・完了後、隠蔽される箇所、主要な進行段階の状況等、その他監督官の指示する場所を撮影し、写真台帳へまとめ提出する。
- (14) 作業は平日0900～1600の間を基本とし、それ以外の時間に作業を要する場合は、前日の1200までに残業届を提出し、承認を受ける。
- (15) 完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の完了検査を受ける。なお、不合格の場合は速やかに手直しを行い、再検査を受ける。

5 特記事項

(1) 除草要領

- ア 除草方法は草刈のみとし、刈り取った草は集草の上、場外へ搬出し、関係法令に基づき適正に処分するものとする。
- イ 草の刈込高さは5cm基準とする。
- ウ 刈草の搬出及び処分に要する費用は、本役務に含むものとする。

(2) 完了検査

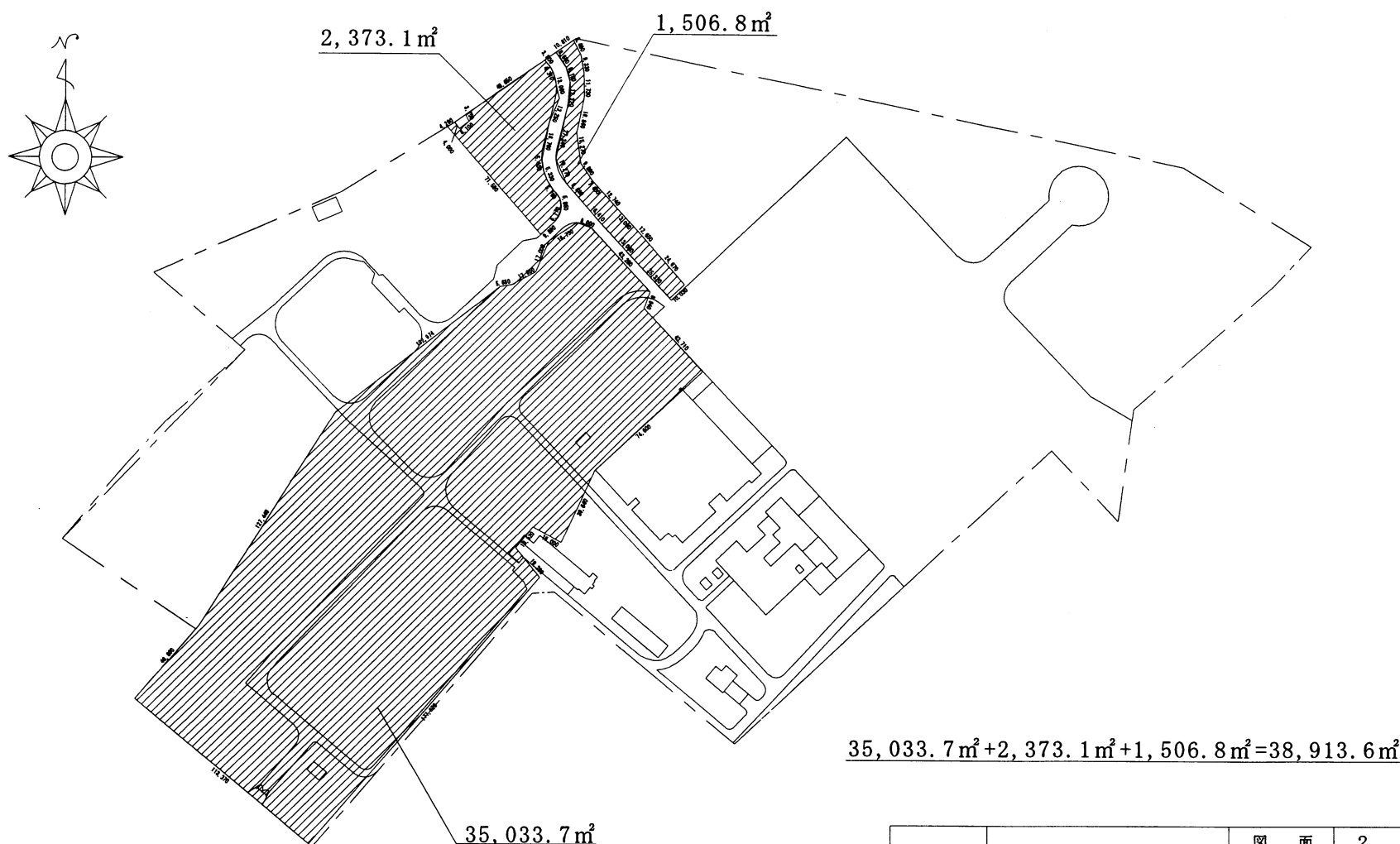
作業完了後、検査官が完了検査を実施する。併せて、検査結果報告書を官側へ提出する。

(3) 提出書類

- ア 別表「提出書類一覧表」のとおり。
- イ 写真は、作業の前・中・後及び監督官指示箇所を撮影し、写真帳に整理して提出する。
- ウ 刈草の処分が完了したことを証する書類を提出する。
- エ その他、監督官が指示するもの。

6 その他

実施時期については9月～10月を基準とする。また、細部については監督官との調整による。



配置図 S = 1 : 3 0 0 0

名 称	岩沼訓練場草刈り処分要役務	図 番	面 号	2 / 2
種 別	草刈り配置図	縮 尺	図示	
陸上自衛隊霞目駐屯地業務隊		令和 8 年 7 月		

提 出 書 類 一 覧 表

書類名	部数	様式	宛先名	提出期日（厳守）	備考
着手届	2 部	別示	分任契約担当官 陸上自衛隊霞目駐屯地 第416会計隊霞目派遣隊長	受注後速やかに	
現場代理人指名通知書	2 部	〃	〃	〃	略歴書、必要資格等の写しの添付（必須）
下請負者設定通知書	2 部	〃	〃	〃	下請業者がない場合は不用
工程表	2 部	任意	〃	〃	
完了届	2 部	〃	〃	完成検査前	
作業日報	2 部	〃	霞目駐屯地業務隊管理科	翌日の午前中	
打合簿	2 部	〃	〃	監督官の指示による	
作業写真	1 部	任意	〃	完成検査前	デジカメの使用可
その他				監督官の指示による	
備考 各種書類の提出報告は、提出期日を確実に厳守すること。					

※提出書類の細部については、監督官まで問合わせ願います。